

相続関連事業承継法制等検討委員会

中間報告

平成 19 年 6 月

事業承継協議会
相続関連事業承継法制等検討委員会

目次

序章	3
第一章 検討の趣旨	4
1. 問題の所在.....	4
(1) 総論 ～中小企業の事業承継における相続紛争	4
(2) 相続紛争の諸相	5
2. 本委員会での検討内容.....	11
(1) 検討の必要性	11
(2) 検討方針	12
第二章 本委員会における検討	14
1. 検討課題の整理.....	14
(1) 状況に応じた方策の検討	14
(2) 事業用資産の範囲について	15
2. 各課題に対する解決策の具体的検討.....	15
(1) 生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止	15
(2) 生前に相続人の中に財産分配に反対する者がいた場合への対応	21
(3) 相続開始後の遺留分減殺請求権行使への対応	23
(4) 生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応	25
(5) 撤回の制限される死因贈与契約の検討	30
おわりに	32
相続関連事業承継法制等検討委員会 委員名簿	34

序章

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業承継の円滑化が図られることは、日本経済を支える中小企業の技術、雇用の確保、ひいては日本経済の活性化にも資するものとして大変重要である。

しかしながら、事業承継問題については、そのきっかけが経営者の死亡や相続といった個人的な問題であることもあり、これまで中小企業の事業継続を図るといった観点からの総合的な検討が必ずしも十分になされてこなかった、と言われている。

このような問題意識から、平成17年10月、事業承継問題に関係する士業団体、中小企業関係団体、中小企業基盤整備機構、中小企業庁等を中心として、事業承継協議会が設置され、中小企業の事業承継に関する問題について、総合的な検討が開始された。

事業承継協議会における相続法分野に係る検討としては、平成17年10月から平成18年6月にかけて、「事業承継関連相続法制検討委員会」において検討を実施し、現行法の下で、相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中させる方策や、特別受益・寄与分・遺留分という現行制度の解釈の明確化・検証等、様々な法的課題について整理・検討を行った。しかしながら、これらの検討を通して、中小企業の事業承継においては、遺留分等による制約がある等、現行法上の問題点が改めて浮き彫りになった部分もあり、事業承継に関連する相続法分野の制度のあり方について引き続き検討が行われることが重要であると結論付けられた。

以上の経緯から、平成19年2月、事業承継協議会に「相続関連事業承継法制等検討委員会」（以下「本委員会」という。）が新たに設置され、検討が開始された。本委員会の検討範囲としては、中小企業が事業承継を行う上で障害となり得る相続法分野の問題点について、現行法上の制度を活用した事業承継の円滑化のみならず、立法論も視野に入れて、その解決・改善に向けた制度のあり方を検討することとなった。

本中間報告は、平成19年2月以降、7回にわたる本委員会の検討結果をまとめたものである。

第一章 検討の趣旨

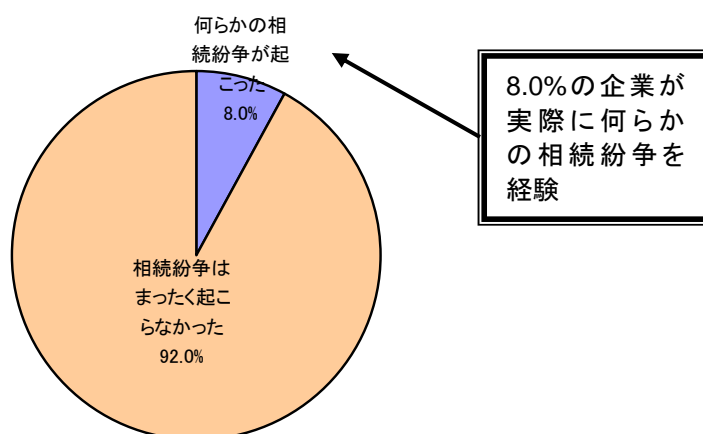
1. 問題の所在

(1) 総論 ～中小企業の事業承継における相続紛争

中小企業の事業承継に際しては、現オーナー経営者が保有する自社株式その他の事業用資産を、後継者に円滑に承継していくことが必要であるが、ここで問題となるのが、現行民法上の遺留分等の各種制度である。特に、中小企業経営者の相続においては、個人資産の総額が高額になるケースが比較的多く、しかも個人資産のうち事業用資産が占める割合が非常に高いこともあって、単なる財産上の争いを超えて会社の経営権をめぐる争いにまで発展するケースもある。そのため、後継者と後継者以外の相続人との間で相続紛争が発生し、円滑な事業承継の障害となる場合も珍しくない。

実際、親族内で事業承継を経験した後継者に対して行ったアンケート調査によれば、約8%の企業が相続に際して何らかのトラブルが発生したと回答している（図1参照）。

図1：相続開始済の中小企業における相続紛争の有無



N=879(無回答除く)

出典：株式会社帝国データバンク
「平成18年度中小企業の事業承継
実態調査報告書」(平成19年3月)

また、刊行物等に掲載された昭和20年以降の遺留分減殺請求関連事件(144件)を調査したところ、企業の事業承継に関連する紛争であると考えられるものが19件と一定の割合を占めている¹。

このように、中小企業の円滑な事業承継を考える上で、相続紛争は大きな障害となっている。

¹ 株式会社帝国データバンク「平成18年度中小企業の事業承継実態調査報告書」(平成19年3月)

(2) 相続紛争の諸相

① 総説

本来、オーナー経営者（被相続人）は、自分の財産である事業用資産を、贈与や遺言によって自由に処分できるのであるが、現行相続法制においては、相続開始時の配偶者や子の生活の保障、相続人間の公平、という観点から設けられた、遺留分、あるいは、特別受益といった制度によって、被相続人の財産処分の自由に一定の限界が設定されている。そのため、これらの制度は、事業用資産の後継者への承継に対する制約として機能することとなる。

また、オーナーが事業用資産を後継者に承継させる方法としては、生前贈与だけでなく、遺贈や死因贈与などを活用することも考えられる。しかしながら、遺贈や死因贈与は被相続人の意思によって自由に撤回ができるとされているため、後継者の地位が不安定なものとなり、相続紛争を誘発する要因ともなり得る。

② 遺留分

ア) 現行制度

事業承継に関連する相続法分野において、特に大きな問題となるのが、遺留分である。

現行民法下では、現オーナー経営者が、生前贈与、死因贈与あるいは遺贈により事業用資産を後継者に取得させようとしても、相続財産全体に占める株式等の事業用資産の割合が高い場合等においては、他の相続人の遺留分を侵害することになる。そして、遺留分を侵害された相続人が遺留分減殺請求権を行使したときには、後継者への生前贈与等は遺留分侵害額の限度でその効力が失われる。

なお、相続開始前に、後継者以外の相続人が遺留分放棄に係る家庭裁判所の許可審判を受けるという方策を取ることにより、遺留分に基因するトラブルが発生するのを未然に防止することができるが、当該許可審判の申立件数は年間千件程度に留まっている²。

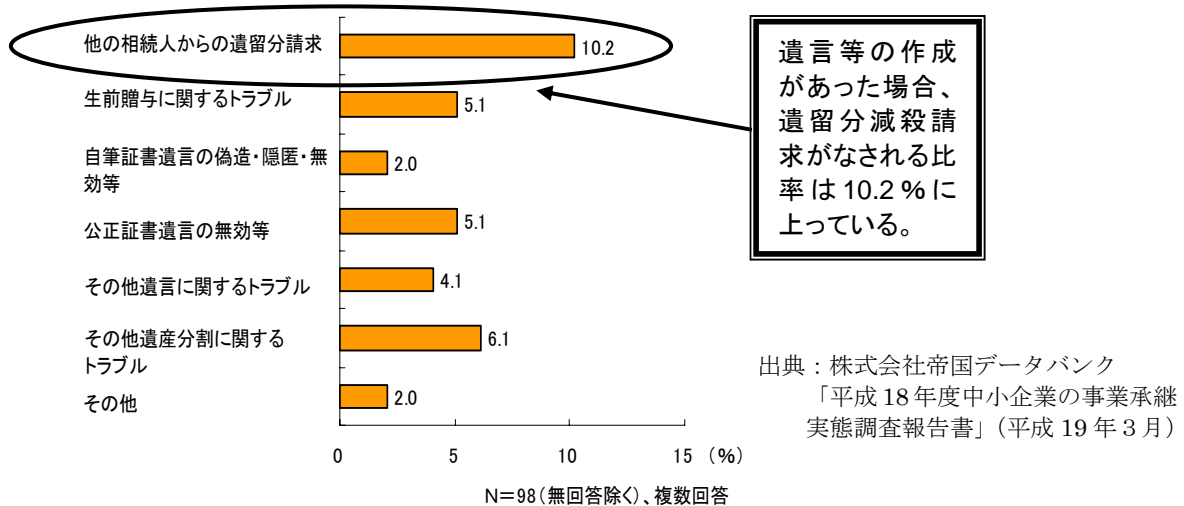
イ) 中小企業の事業承継の実態から見た問題の所在

親族内事業承継を経験した後継者へのアンケート調査結果によれば、相続開始済企業のうち、実際に他の相続人から遺留分減殺請求権を行使された割合は 2.7%であった。なお、遺留分が問題となるのは、そもそも遺贈、生前贈与、死因贈与等がなされているケースであるが、遺贈又は死因贈与があった場合に限定して実際に遺留分減殺請求権が行使された割合を算出すると、10.2%に上り、他の相続紛争の類型と比べて比率が高いという実

² 平成 17 年度の家庭裁判所における遺留分放棄許可審判申立数は 1,052 件。うち認容数は 1,009 件（司法統計）。

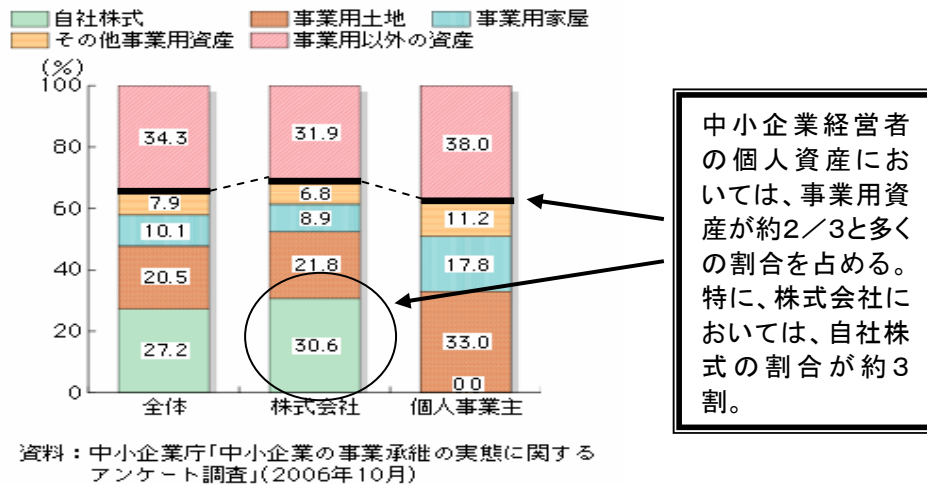
態が明らかとなった（図2参照）³。

図2：遺言又は死因贈与があった場合の相続紛争



以上は、実際に遺留分減殺請求権を行使されたことにより相続紛争に発展したケースについての数値であるが、今後遺留分減殺請求権を行使される可能性のあるケースまで含めて実態を整理すると、事態はより深刻である。中小企業の現経営者に対して実施した別の実態調査の結果によれば、中小企業経営者（個人事業主を含む。）の個人資産総額のうち、事業用資産が占める割合は、65.7%とかなりの高率となる。特に、株式会社代表者に限定すると、その割合は68.1%となり、個人資産総額の2/3以上が事業用資産で占められている。また、事業用資産の中でも、自社株式の割合が全体の約3割を占めている点が注目される（図3参照）。

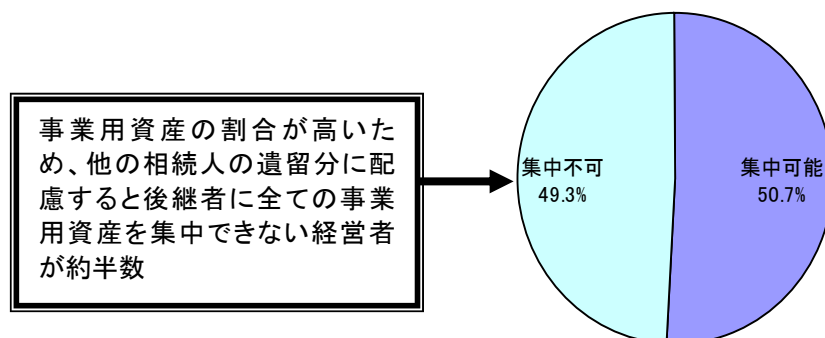
図3：中小企業経営者の個人資産の内訳



³なお、後述するように、中小企業において遺贈又は死因贈与が用いられている割合は、約11.7%である。（P11 図8参照）

この結果、現時点の資産構成及び相続人構成⁴で事業承継が行われたと仮定した場合、後継者以外の相続人から遺留分減殺請求権を行使されれば事業用資産の全てを後継者に集中できない経営者の割合は 49.3%（株式会社代表者のみだと 50.9%）にも上ることとなる（図 4 参照）。

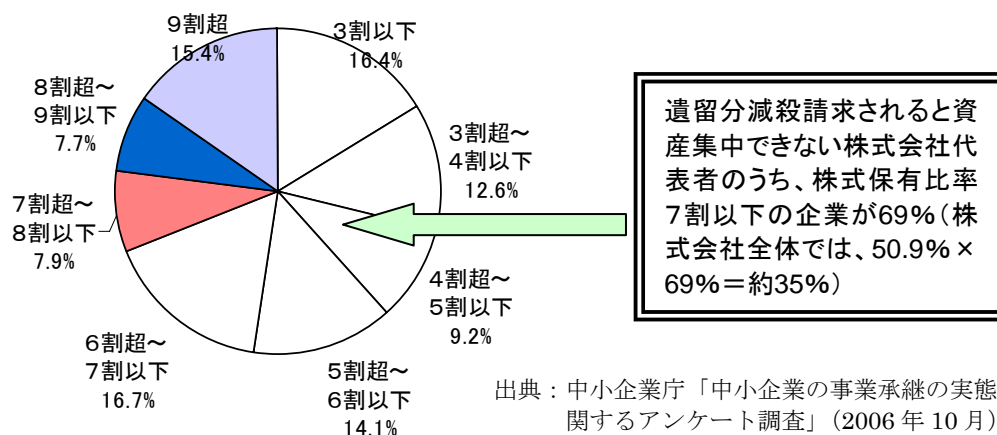
図 4：遺留分減殺請求権が行使された場合の後継者への事業用資産集中の可否



出典：中小企業庁「中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」（2006年10月）

もともと、株式会社の場合、現経営者の自社株式保有比率が高ければ、少々の株式が後継者以外の相続人に分散しても、後継者の会社支配権を確保することができる。しかし、実際には、遺留分減殺請求をされれば事業用資産の全てを後継者に集中できない株式会社代表者（50.9%）のうち、約7割もの代表者は、遺留分減殺請求権を行使された場合、株式会社の経営を機動的に行うために必要な 2/3 の議決権割合を確保することが困難となることが予想される状況である（図 5 参照）。

図 5：遺留分減殺請求されると後継者に事業用資産を集中できない代表者の株式保有比率



出典：中小企業庁「中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」（2006年10月）

⁴アンケートに回答した中小企業経営者（2,369名）の法定相続人構成は、「子供と配偶者」が8割以上。子供の平均人数は2.3人。

以上の状況を踏まえれば、中小企業経営者が後継者に事業用資産を集中的に承継させる際、遺留分減殺請求権に係る問題が生じるリスクは、潜在的なものも含めれば、非常に大きなものと言える。

③生前贈与された財産に対する遺留分減殺請求権の行使

ア) 現行制度

被相続人から生前贈与された財産は、相続開始時に相続財産に持戻し(合算)が行われ、遺留分算定基礎財産にも算入されることとなるが、その評価時点は贈与時でなく相続開始時とされている(民法第904条)。

また、遺留分算定基礎財産に算入される贈与は、原則として、相続開始前1年間にしたもの又は遺留分権利者に損害を与えることを知ってなされたものに限られるが(民法第1030条)、共同相続人に対してなされた特別受益に該当する贈与については、期間制限なしに持ち戻されて遺留分算定基礎財産に算入され、特段の事情がない限り、遺留分減殺請求の対象となる(民法第1044条による同第903条の準用。最判平成10・3・24・民集52・2・433)。

このため、経営者から後継者に生前贈与された自社株式の価値が、後継者の貢献によって相続開始時までには上昇したような場合でも、後継者の貢献を考慮することなくすべて遺留分算定基礎財産に算入され、当該自社株式も遺留分減殺請求の対象となってしまうため、後継者にとっては、被相続人の生前に株式価値を上昇させることに対するディスインセンティブとして機能することとなる。

なお、相続人の貢献を考慮する制度として寄与分(民法第904条の2)があるが、生前贈与財産の遺留分算定基礎財産への算入に際して機能する制度ではなく、遺留分減殺請求訴訟においても抗弁として主張できないとされているため、寄与分制度の活用には大きな限界がある。

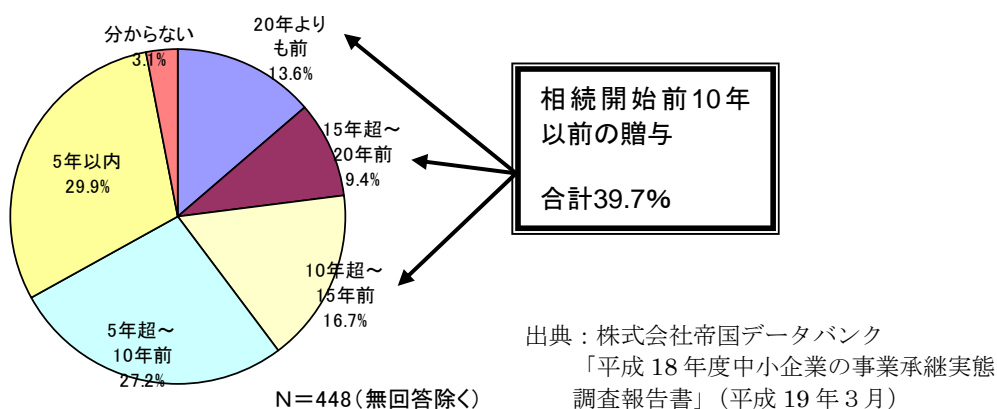
イ) 中小企業の事業承継の実態から見た問題の所在

親族内事業承継を経験した後継者へのアンケート調査結果によれば、事業承継を目的とした株式(持分)の生前贈与がなされた割合は17.7%(相続開始済企業に限定すれば21.5%)であった⁵。

上記のうち、最初に株式(持分)の生前贈与があった時期が相続開始前10年以前であったケースが約4割を占めた(図6参照)。

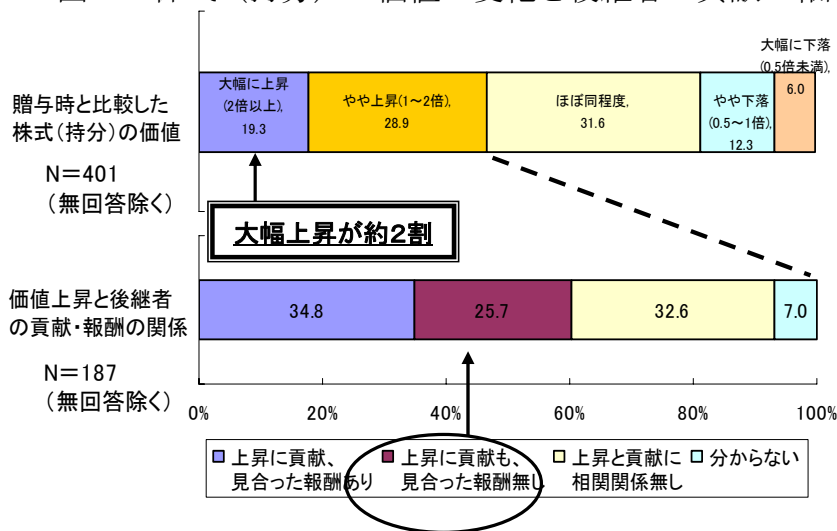
⁵株式会社帝国データバンク「平成18年度中小企業の事業承継実態調査報告書」(平成19年3月)。当該ケースの中には、税制面において、暦年課税制度を活用したものと、相続時精算課税制度を活用したものの双方が含まれる。

図6：株式（持分）の生前贈与を最初に受けた時期



また、贈与時と比べて相続開始時の株式価値が上昇しているケースが約半数あり、そのうち2倍以上に上昇しているケースに限っても約2割存在した。また、株式価値が上昇したケースで、後継者が株式価値上昇に貢献したが、それに見合った報酬なしと回答した割合が25.7%であった（図7参照）。

図7：株式（持分）の価値の変化と後継者の貢献・報酬との関係



上記のように、事業承継を目的とした自社株式の生前贈与は、比較的早い段階から行われるケースも多く、後継者に贈与された自社株式の価値が2倍以上と大幅に上昇しているケースも約2割存在する。

自社株式には、価値が大きく変動し得るという特殊性があり、株式価値の上昇が受贈者である後継者自身の貢献によるケースが多々あるにも関わらず、遺留分算定基礎財産の算出に際して、当該貢献を評価する制度が十

分でないため、前オーナーの生前における会社価値の増大に対する後継者のインセンティブを阻害することとなる。

④遺言等の撤回等に係る問題

ア) 現行制度

後継者に事業用資産を集中的に承継させるための手法として、生前贈与とともに、遺言や死因贈与契約が活用されることが少なくない。

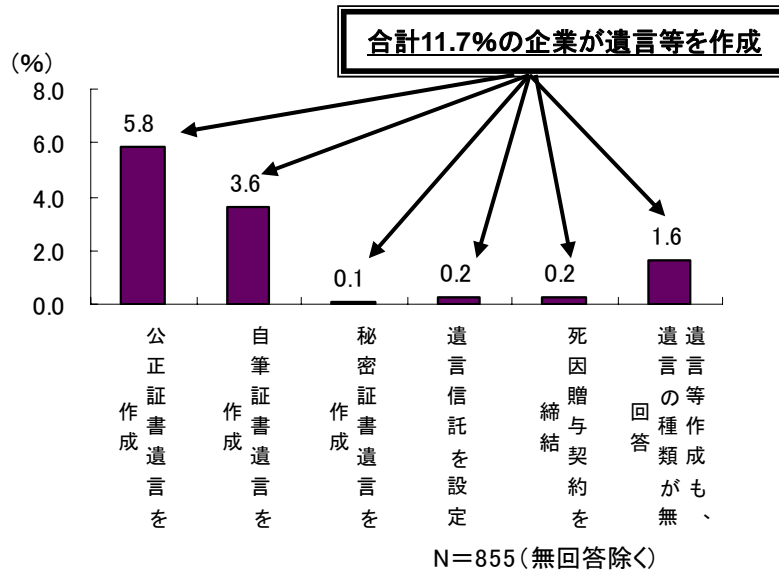
しかし、遺言については、遺言者の最終意思を尊重する観点から、一旦有効に作成されても、その後に遺言者が単独の意思で自由に撤回することが可能である（民法第1022条、第1023条）。また、遺言の方式には、普通方式として自筆証書遺言（民法第968条）、公正証書遺言（民法第969条）及び秘密証書遺言（民法第970条）の3種類があるが、各方式による遺言の効力に優劣はないため、遺言の中でも特に信頼性が高いとされる公正証書遺言を公証人の関与の下で作成しても、その後に遺言者が単独で自筆証書遺言を作成すること等により簡単に撤回することが可能であるため、後継者の地位が不安定となっている。実際、公正証書遺言の作成日の後の日付で作成された自筆証書遺言が発見されたような場合には、遺言者の判断能力の低下につけ込んで内容の異なる自筆証書遺言の作成を促したなどとして、遺言の効力を巡って法廷闘争になるようなケースも存在している。

また、死因贈与契約について、判例は、原則として、遺言の撤回に関する民法第1022条及び第1023条の規定が準用されると解しているため、遺言と同様の問題が生じる。ただし、負担の履行期が贈与者の生前と定められた負担付死因贈与契約の受贈者が負担の全部又はこれに類する程度の履行をした場合などには、上記民法の規定の準用を否定し、撤回ができないとしている（最判昭和57・4・30・民集36・4・763）。

イ) 中小企業の事業承継の実態から見た問題の所在

親族内事業承継を経験した後継者へのアンケート調査結果によれば、相続開始済企業のうち、各種遺言や死因贈与契約を活用している割合が、11.7%であった（図8参照）。

図8：相続開始済のケースにおける遺言等の作成



出典：株式会社帝国データバンク「平成18年度中小企業の事業承継実態調査報告書」(平成19年3月)

上記遺言等の作成があったケースのみを分析すると、98件中25件で何らかの相続紛争が発生したとの回答があり、遺言等がない場合も含めた全体の比率(8.0%)と比較しても顕著に紛争発生比率が高くなっている。

また、98件のうち11件では、一度作成された遺言等が、後に撤回されたり書き換えられており、そのうち4件で何らかの相続紛争が発生したとの回答があった⁶。

遺言や死因贈与契約が用いられた場合に相続紛争が発生する比率が高い理由としては、そもそも後の紛争発生が懸念されるような場合に遺言や死因贈与契約が多く用いられるためとも考えられるが、遺言や死因贈与契約が容易に撤回できるという現行制度が、これらの方策を通じた後継者への事業用資産の承継をさらに不安定なものとし、円滑な事業承継にとっての阻害要因となっていることが懸念される。

2. 本委員会での検討内容

(1) 検討の必要性

前述のとおり、現行法の下で、相続紛争を防止し事業承継を円滑化するための方策については、平成17年10月から平成18年6月にかけて、事業承継

⁶株式会社帝国データバンク「平成18年度中小企業の事業承継実態調査報告書」(平成19年3月)。

協議会に設置された「事業承継関連相続法制検討委員会」において検討が実施され、中間報告が取りまとめられたところであるが⁷、遺留分による制約等様々な制度上の制約も改めて浮き彫りとなり、これらの制約解決に向けた継続的検討の必要性が指摘されていたところである。

また、平成19年度自民党税制改正大綱においても、相続人間の遺産分割や遺留分等の問題を含めた事業承継の様々な課題の解決を図るため、「事業承継の円滑化を支援するための枠組み」の総合的検討の必要性が明記されたところである（参考1参照）。

（参考1）平成19年度税制改正大綱 ー検討事項ー（抜粋、下線は当方で付記）

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

(2) 検討方針

以上を踏まえ、本委員会では、事業承継に関連した相続法上の課題を解決するための検討を実施した。

当該検討に当たっては、我が国の家族法制度の基本理念や法体系との整合性、裁判実務、諸外国の法制（次頁参考2参照）等を踏まえた上で、事業承継円滑化の観点から、現行法の下における方策にとどまらず、民法（相続法）に対する特例を創設する立法論的アプローチも視野に入れ、有効性及び妥当性が高いと考えられる方策についての具体的検討を行った。

⁷ http://jcbshp.com/achieve/inheritance_mid_01.pdf

(参考2) 諸外国の相続関連法制 (遺留分等) の概要

①概要

フランスやドイツにおける遺留分制度は、共にローマ法に淵源を有しており、制度趣旨は共通するものの、詳細な規定ぶりは各国ごとに異なっている。

また、アメリカやイギリスなど、遺留分規定そのものが存在しない国も存在する。

②遺留分制度に関する見直しの動き

- ・フランスにおいては、今般行われた民法改正において、事業承継円滑化等の観点から、事前の合意に基づく遺留分放棄制度が創設される等の動きがあったが、遺留分割合そのものを見直す等の抜本的な改正は実現されなかった。
- ・ドイツにおいても、民法改正の議論の際に遺留分が問題として取り上げられたことがしばしばあるが、判例で、遺留分権は、ボン基本法 (日本での憲法に相当) によって、財産権・相続権として保障されているので、法律によってもこれを奪うことはできないと解されていることもあり、抜本的改正は行われていない。

	日本	フランス	ドイツ
根拠法	民法(1028条~1044条)	フランス民法典	●ボン基本法(14条1項、6条1項) ●ドイツ民法典(BGB)
遺留分割合	法定相続分の1/2 (直系尊属のみが遺留分権利者の場合は1/3)	子供が3人以上…3/4 子供が2人 …2/3 子供が1人 …1/2 ※直系卑属の数等によって変動	法定相続分の1/2
生前贈与財産への遺留分請求	●評価時点は相続開始時(904条) ●共同相続人への生前贈与は、特別受益に該当すれば何年前のものであっても遺留分請求の対象(1044条及び判例解釈)	評価時点は原則相続開始時だが、一定の場合には贈与時評価も可能	●消費物は贈与時評価。その他のものは原則相続開始時評価だが、贈与時の価格の方が低い場合、その価格だけが算入される(BGB2325-2) ●贈与については、贈与後10年で遺留分対象から除外(配偶者への生前贈与は除く)(BGB 2325-3)
相続発生前の遺留分放棄	可能(1043条) (遺留分権利者が、家庭裁判所において許可を受けることが必要) ※平成17年の実績は1,052件	可能 (相続人全員が、異なる2名以上の公証人の前で合意することが必要) ※今般の仏民法改正で制度新設	可能 (裁判所の関与又は公正証書で行うことが必要)(BGB2348)
その他	規定無し	有効 (被相続人の生前に、全法定相続人との間で遺産分配方法を取り決める「贈与分割」の制度が普及)	有効

●なお、我が国と法体系が異なるアメリカやイギリスには、遺留分制度が存在しないが、以下の制度等により、被相続人の遺言等による財産処分権を一定程度制限している。

アメリカ…統一検認法典(UPC)や各州法により、配偶者や子などの家族に一定の財産についての特別の保護措置を認める。

イギリス…十分な財産分配がなされなかった相続人は、裁判所に対して、生活保障のための保護処分の申立てを行うことができる。

第二章 本委員会における検討

1. 検討課題の整理

(1) 状況に応じた方策の検討

以上のとおり、事業承継の円滑化の観点からは、現行民法（相続法）には様々な問題点があるが、これを如何に整理し、問題点を抽出して、その解決策の検討を進めていくかが重要となる。

この点、実際の事業承継には様々なケースがあり、問題点もまた様々であるから、それらに対応する多様なオプションを検討すべきであるところ、本委員会においては、遺留分に関する問題点と、遺言や死因贈与契約特有の問題点に区分した上、遺留分に関する問題点については、事業承継の時期（相続開始の前後）や相続人の合意の有無等により、以下のとおり問題点を整理した上で、それぞれの対策を検討することとした⁸。

<p>・遺留分に関する問題点</p> <p>相続開始前に遺留分に関する対策を行う場合</p>	<p>【財産分配について全ての相続人の合意が得られる場合】</p> <p>①合意の内容を明確化し、後継者以外の相続人の遺留分放棄等必要な措置を講じておかなければ、相続開始後に相続紛争が生じる恐れがある</p> <p>→対策1. 生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止</p> <p>【財産分配について合意が得られない相続人がいる場合】</p> <p>②合意が得られない者がいた場合、相続紛争を未然に防止できない</p> <p>→対策2. 生前に相続人の中に財産分配に反対する者がいた場合への対応</p>
<p>遺留分に関する対策が十分なされないまま相続が開始した場合</p>	<p>③後継者への事業用資産の生前贈与や遺贈について、他の相続人から遺留分減殺請求がなされる恐れがある</p> <p>→対策3. 相続開始後の遺留分減殺請求権行使への対応</p> <p>④特に、何年も前に行った後継者（共同相続人）への生前贈与でも、特別受益として相続開始時の評価で遺留分算定基礎財産に合算される</p> <p>→対策4. 生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応</p>
<p>・遺言や死因贈与契約特有の問題点</p> <p>⑤遺言は遺言者単独での撤回が可能であり、死因贈与契約についても判例上遺言撤回の規定が準用されると解されるため、遺言の作成や死因贈与契約のみによっては必ずしも後継者の地位が安定化しない</p> <p>→対策5. 撤回の制限される死因贈与契約の検討</p>	

⁸ なお、上記問題点の整理は、現オーナー経営者が後継者に対して安定的に事業用資産を承継するために何らかの対策を行う場合を前提としており、何も対策を行わなかった場合の遺産分割に係るトラブル等は含んでいない。

(2) 事業用資産の範囲について

事業承継後の中小企業が安定的な経営を行うためには、中小企業経営者が保有する事業用資産を、円滑かつ安定的に後継者に承継させることが重要である。本委員会においては、かかる視点に立ち、そのために必要な方策を検討する必要があるが、その前提として、経営者から後継者に承継されるべき「事業用資産」とは何であるかを明確にしておく必要がある。

この点、経営権の集中という意味では、事業用資産の中でも特に自社株式が重要であり、価値が変動することに伴い評価時点の問題が非常に大きな問題として生じ得るという株式の特殊性を踏まえて、とりわけ立法措置が必要であるから、事業用資産の範囲としては自社株式に限定すべきとの意見があった。他方、自社株式以外にも不動産や工場等の事業に密接に関連するために事業承継に当たって後継者に集中的に承継させるべき資産が存在することから、事業用資産の範囲としては、自社株式に限定すべきではないとの意見もあったところである。

以上を踏まえ、本委員会は、「事業用資産」の範囲としては、自社株式を中心としつつ、それ以外の、現に中小企業の事業の用に供されている資産をも含むものとした。ただし、特に事業用資産の中でも重要性が高い自社株式については、会社の経営状況により価値が変動するという特殊性があり、株価上昇に貢献した後継者が不利にならないよう十分留意する必要があることに鑑み、個々の解決策を検討するに際し、他の事業用資産と異なる取扱いとすることもあり得るものとして、検討を進めることとした。

2. 各課題に対する解決策の具体的検討

1. (1)で述べたとおり、事業承継に関連する相続法分野の問題点を5つの場面に分類して、それぞれの解決策を検討していくべきと整理されたが、以下では、この5つの場面での問題点に対する解決策について、必要性・妥当性が比較的高いと考えられる具体的アプローチを抽出し、実現可能性等の検討を行った。

(1) 生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止

①問題の所在

相続開始後の紛争を防止するためには、現経営者の生前に、後継者への事業用資産の移転や非後継者の遺留分放棄等の必要な対策を行うことにより、関係者間の権利義務を確定し、相続紛争リスクの芽をつみ取っておくことが有効である。特に、相続人の中に、特定の者が後継者となること、その者が事業用資産を承継すること等について反対する者がおらず、財産分配等に関する合意が得られる場合には、生前の対策を行う上での困難は

比較的少ないと考えられる。

しかしながら、生前に合意の内容を明文化して確定し、その実現のために必要な措置を講じておかなければ、相続開始後に相続紛争が生じる恐れがある。また、現行法の下で、遺留分に係る紛争を防止するための有効な方策である遺留分放棄については、遺留分を放棄する者が個別に家庭裁判所において許可を得ることが必要となっており（民法第1043条第1項）、同許可審判の申立件数は年間千件程度に留まっている。

こうしたことから、生前に相続人全員の合意が得られる場合であっても、円滑・迅速な事業承継に支障が生じ得る点が存在する。

②本委員会において検討した方策

そこで、こうした問題点の解決策として、本委員会においては、以下の2つの方策について具体的に検討を行った。

i) 現行法の下でのプラクティスの整理

まずは、現行法の下で、現経営者の生前に相続人間で財産分配方法その他の権利義務を確定（後継者への事業用資産の贈与・遺贈等、非後継者への非事業用資産の贈与と遺留分放棄等の組み合わせ）することにより、相続紛争を未然防止するためのスキームの提示

ii) 「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設

現行法の下での制約を解決することを目的とした、事業承継に関する当事者間の合意に基づく「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設

③本委員会での主な議論

i) 現行法の下でのプラクティスの整理

（積極的検討を行う上での意見）

- ・相続開始前に、関係者間の契約により財産分配方法等を確定するという考え方は、相続紛争防止の観点から有効である。
- ・相続人全員の合意が得られるのであれば、現行法の下でも遺留分放棄等と組み合わせて、かなりの相続紛争防止策を構築できるのではないか。合意内容を明確にして書面化しておくことが相続開始後の紛争防止につながると考えられる。
- ・合意に基づく相続開始前の財産分配のパッケージがあり、後継者以外の相続人にも一定のメリットが感じられるような構成ができれば、実務でも説得の材料として使いやすい。
- ・非後継者が遺留分放棄をする場合、原則として遺留分放棄許可審判申立時にその代償を得ている必要があると解されているが、撤回できない死因贈与契約を活用することも考えられる。
- ・また、上記とは異なるアプローチであるが、議決権制限株式等を活用して、後継者以外の相続人の遺留分に留意しつつ後継者に経営権を集

中する方策も有効ではないか⁹。

ii) 「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設

新たな契約類型としての「事業承継契約（仮称）スキーム」の必要性及びこれを創設すること自体については、本委員会においてコンセンサスが得られたところであるが、その具体的な内容を検討するに当たって留意すべき点も表明され、特に、公証人の関与等によって現行の遺留分放棄と比して何らかの形で手続緩和を行うことについては、肯定意見・否定意見の双方があった。

（積極的検討を行う上での意見）

- ・フランスの贈与分割やイタリアの家族合意（参考3参照）等、諸外国の制度を参考に検討すべきである。
- ・特に、イタリアの家族合意のように、被相続人・相続人間で合意された財産を遺留分減殺請求の対象外とする等、実質的に遺留分放棄と同様の効果をもたらすアプローチは、有効である。
- ・契約の要件・効果などの検討にあたっては、スキームの根幹に属するものとして法律上定めるべき部分と、当事者が契約によって定め得る部分を明確に分けて考えるべき。スキームの根幹として考える部分としては、例えば、遺留分に関する事項、被相続人による抑圧の防止、財産の開示等が重要ではないか。
- ・契約当事者としては、被相続人と相続人が基本となるが、相続人以外の第三者が後継者となる場合もあるので、そのような者も当事者として含み得るスキームとすべき。
- ・スキームを検討する際、当事者間が合意をしていればどのような内容の契約でもできるというわけにはいかないもので、相続人間の公平等を何らかの形で担保するための検討が必要。
- ・スキームの一環として、既存の遺留分放棄手続と比べて何らかの形で緩和することを検討すべきではないか。その際、一般人は家庭裁判所に行くことに抵抗感を感じることも多いため、手続に関与する公的機関としては、最終的には家庭裁判所の関与を要するとしても、公証人を基本として考え、家庭裁判所には契約当事者の一人による申立てでよいとすべきではないか。（同様の意見複数）
- ・現行の遺留分放棄の許可審判については、家庭裁判所が被相続人による抑圧の有無、利益配分の妥当性等の実体面をある程度審査している。したがって、家庭裁判所の関与を不要とするのは妥当ではないし、家庭裁判所への申立てについても、やはり遺留分放棄者全員による申立てを要するとすべき。（同様の意見複数）
- ・契約締結に当たり、被相続人の財産全体をどこまで開示するかという

⁹ 中小企業における種類株式等の利用が現時点では十分でなく、その活用を促進していくためには、今後のさらなる実務の蓄積が必要との意見があった。

議論が必要。あまり厳格に開示を要求すると、評価の確定等に多額のコストがかかるため現実的でない。例えば、一部の財産のみを分配し、残りの財産は相続開始時に再計算するようなことも許容することにより、柔軟に運用できるようにすべき。

- ・事業承継契約の拘束力については、法的安定性の観点から解除を制限する方向で考える必要があるが、同時に、後継者が先に死亡してしまった場合等、解除可能な事由についても検討が必要である。
- ・契約後の身分関係の変動への対応については、諸外国の例も参考とすべきだが、基本的には契約法理で対応することとし、契約内容による柔軟な扱いを認める方向で検討すべきではないか。
- ・また、現状としては、被相続人の資産の多くを配偶者が相続し、当該配偶者の相続（二次相続）の際に再度紛争が起こるケースがあるので、出来るだけ二次相続対策まで見据えた財産分配等を行えるようにすべきではないか。

（参考3） フランスの「贈与分割」とイタリアの「家族合意」

1 フランスの「贈与分割」(Donation partage)

相続法の平等原則の範囲内で、被相続人の生前に、遺産分配の方法を被相続人と相続人の間で取り決め、贈与という形で分配を行うもの。分配を受けた者は、即座に財産の所有権を取得することとなるため、原則として贈与者の一方的な意思では撤回できない（ただし、負担の不履行に伴う取消し等の可能性はある）。

贈与分割において適用される主なルールは以下のとおり。

- A 原則として、尊属（親）から卑属（子供）への分配であり、配偶者や第三者は対象とならない。ただし、被相続人の財産の中に商業的財産が含まれている場合は、第三者への贈与が可能となっている。（1988年の法改正で導入。被相続人の卑属が後継者として不適任である場合に対応する規定）
- B 公証人の面前で、公証人証書の様式で締結。
- C 贈与分割された財産も、原則として遺留分減殺請求の対象となる。
ただし、今般のフランス民法改正により、相続人全員が異なる2名以上の公証人の前で合意することにより、遺留分の事前放棄を行うことが可能となった。
- D 原則として、全ての推定相続人たる卑属への財産分配が必要。ただし、既に贈与した財産を割当分に「組入れ」(incorporation)することも可能。
- E 財産の全部を対象とする場合の他、一部を対象とすることも可能。被相続人の死亡時に贈与分割で対象となっていない自由財産があれば、当該財産に贈与分割分を持ち戻した上で一般法の規定に従って分割。ただし、贈与分割分の持戻しは免除することも可能。
- F 贈与分割時に懐妊していなかった子には、自由財産の取得権、遺留分減殺請求権が付与される。
- G 遺留分減殺請求の評価基準時は、原則として相続開始時であるが、以下の一定の要件を満たすことで贈与分割時となる。
ア 反対の取り決めがない

- イ 全ての推定相続人が契約当事者
- ウ 全ての推定相続人が割当分を受諾
- エ 金銭に関する用益権の留保がなされていない

2 イタリアの「家族合意」(Patti di famiglia)

フランスの贈与分割と類似したスキームであり、被相続人が生存中に相続人と直接に対処・交渉して影響力を発揮することで、遺留分権利者の権利と事業の後継者への財産確保の妥協を図ること等が可能となる。家族合意に適用される主なルールは以下のとおり。

- A 関連する契約書類は、「公証人 (atto pubblico)」の面前で公正証書の様式で締結。
- B 契約締結時点での被相続人の推定相続人全員が契約の当事者である。
- C 家族合意に基づき贈与された財産については、遺留分減殺請求の対象とならない。
- D 被相続人の死亡時に、家族合意の当事者でない他の付随的法定受益者がいる場合は、当該法定受益者は、家族合意の全当事者に対して金銭賠償（合意の額に法定の経過利息を付した額）を請求可能。

④検討結果の整理

i) 現行法の下でのプラクティスの整理

相続開始前に合意の内容を明文化して確定し、その実現のために必要な措置を講じておくことは、相続紛争を未然に防止する観点から有効な方策である。

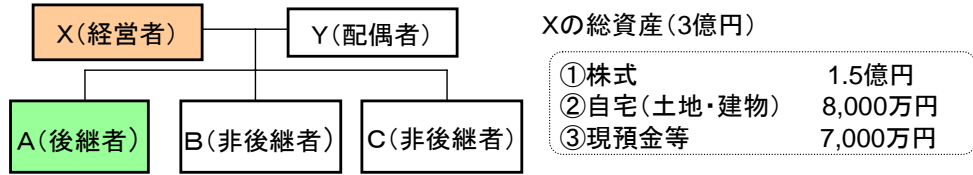
現行法上のプラクティスをパッケージとして整理すると、以下（参考4）のとおりとなると考えられるが、実務においてこれらの方策の活用が促進されるべく、さらなる検討を続けていくべきである。

<さらに検討すべき論点>

- ・非後継者が遺留分放棄を行うための代償の提供方法等についての検討（撤回できない死因贈与契約と遺留分放棄の組み合わせの可否等）

(参考4) 現行法の下でのプラクティスの整理

1. 想定ケース



・上記ケースにおいて、円滑な事業承継を実現するため、現経営者Xから後継者A(既
 取締役として中心的に経営に従事)に対して、事業用資産である株式を集中的に移
 転し、かつ相続発生後の紛争を防止するためには、どのような点に留意すればよいか。

2. 財産分配の方針

- ①後継者Aに対して、事業用資産である株式(1.5億円)を取得させる。
- ②Yに対して自宅(8,000万円)を、B、Cに対しては現預金等の一部(各2,500万円)を取得させる。また、相続発生後の紛争を防止するため、Y、B、Cは遺留分放棄を行う。
- ③Xの手元に残す現預金等(2,000万円)及びその後取得する財産は、相続開始時等に取得させる。

3. 具体的方策

①後継者Aに対する事業用資産(株式)の移転

<p>i) 生前贈与の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利確定がなされるため、死因贈与契約や遺贈に比べて、後継者の安心度が高い 	<p>ii) 死因贈与契約の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の安心度を高めるためには、撤回が制限される負担付死因贈与契約の活用が有効 ・仮登記や執行者の指定等が有効 	<p>iii) 遺言の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公証人が関与する公正証書遺言が最も信頼性が高い ・遺言執行者の指定が有効 ・遺言者の意思で自由に撤回できるため、資産承継の不安定性が残る点に注意が必要
--	---	---

+

②非後継者(Y, B, C)に対する非事業用資産(自宅・現預金等)の移転

●生前贈与+遺留分放棄の活用

- ・非後継者が遺留分放棄を行うことで、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止することが可能
- ・Y, B, Cに対する財産分配は生前贈与によることが原則(遺留分放棄に関する家庭裁判所の許可を得るためには、通常、遺留分放棄者に対して一定程度の財産の贈与が履行されていること等が必要となるため)

+

③残りの現預金等の移転

●遺言等の活用

- ・相続紛争のリスクが残る遺産分割を避けるためには、遺贈等によって分配方法を指定しておくことが効果的

ii) 「事業承継契約(仮称)スキーム」の創設

上記のとおり、現行法上の諸制度を活用した方策により、ある程度相続紛争を未然に防止することが可能であると思われるが、遺留分放棄手続が厳格かつ煩雑であることなど、現行制度上円滑・迅速な事業承継に支障が生じ得る点が存在することを踏まえれば、当事者間の合意に基づき、被相続人から後継者への事業用資産の生前贈与等に加えて、相続開始後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約(仮称)スキーム」の創設は有効な方策である。

また、本スキームは、被相続人及び推定相続人の全員の合意を前提とし、相続人間の公平等を担保するために何らかの形で家庭裁判所が関与するものであれば、現行民法の基本理念に反する恐れは少ないと考えられる。

したがって、「事業承継契約（仮称）スキーム」を創設する新規立法には、必要性・妥当性があると考えられ、その内容、手続及び効果をどのように定めるかについて、具体的な検討を実施すべきである。

<さらに検討すべき論点>

・ 契約の手続

最終的な家庭裁判所の関与を前提としつつ、公証人の関与等により、既存の遺留分放棄手続と比べて、何らかの形で簡素化することが可能か。

（例）財産分配方法及び各相続人が遺留分を放棄する旨の契約を、公証人の関与により締結し、遺留分放棄手続については、家庭裁判所が十分な要件審査を行うことを前提に、当事者のうちの一人が一括して行うことを許容する

・ 契約の効果

相続人に対する財産分配方法の確定、合意した各相続人の遺留分放棄や一定の財産の遺留分減殺請求対象からの除外、合意した各相続人間での財産分配時点での評価額の確定等の効果を中心に検討することが適当か。

・ 財産の開示

被相続人の一部の資産のみを分配するような場合には、当該分配財産のみの開示でよいこととするか。

・ 法定すべき契約事項

スキームの根幹をなすもので、必ず当事者間の合意を要することとして法律上明記すべき事項は何か。また、契約後の身分関係の変動等があった場合についてどう位置付けるか。

(2) 生前に相続人の中に財産分配に反対する者がいた場合への対応

① 問題の所在

相続開始後の遺留分に係る紛争を防止するため、被相続人の生前に上記(1)で述べたような対策を行おうとしても、推定相続人の中に財産分配方法等の内容に反対する者がいた場合には、現行法の下では、有効な対策を講じることができない。仮に上記の「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設が実現したとしても同様である。

② 本委員会において想定した検討案

以上の問題に対する解決策として、本委員会においては、以下の方策について具体的な検討を行った。

- ・ 相続開始前に、財産分配方法等について賛成する者と被相続人との間で合意をするとともに、当該財産分配方法等に反対する者に対して、当該

時点での被相続人の財産を基礎として算出される遺留分相当額を提供（現実に支払うか、反対者が受領を拒否した場合には供託をするなど）することにより、当該反対者の遺留分減殺請求権を行使できなくするスキームの創設

③本委員会での主な議論

（積極的検討を行う上での意見）

- ・相続人全員の合意が得られるケースはそもそも問題が生じないケースなのであるから、合意が得られない場合の対策こそが必要である。
- ・相続人の一人でも反対すれば利用できなくなる仕組みは、「ごね得」を許すため、対策を検討すべきである。
- ・上記のようなスキームが創設されれば、生前に財産の分配を確定することができ、相続開始後の紛争を防止するという観点からは非常に有効である。特に、現経営者が保有する自社株式の価値が将来的に増大することが予測されるようなケースにおいては、特定の時点で遺留分相当額を確定・提供することのメリットが大きいのではないかと。
- ・当該スキームに係る被相続人と反対者以外の相続人との間の契約締結手続や財産評価について家庭裁判所が関与するというのであれば、現行民法の遺留分制度の趣旨に反することはないのではないかと。
- ・マンションの専有部分につき完全な所有権を有する区分所有者の権利でさえ、当該マンションの区分所有者の5分の4以上の多数の賛成による建替で制限される（建物の区分所有等に関する法律第62条）。そうであれば、相続財産の共有者である相続人の遺留分についても、一定多数の者の賛成や遺留分相当額の提供により、何らかの制限を行うことは考え得るのではないかと。

（消極的意見）

- ・遺留分が個々の兄弟姉妹を除く法定相続人に保障された最低限度の財産承継の権利であることを考えると、推定相続人の多数が賛成し、家庭裁判所の関与があったとしても、少数者の遺留分権を強制的に放棄させるようなスキームは、現行民法の遺留分制度の基本理念からして極めて難しい。遺留分権を、単純に相当額の財産を受け取る権利と捉えるべきではない。
- ・マンションの建替えの問題などは、非常に例外的事例であるからこそ特別法を制定したのであり、あまり参考とすべきではない。

④検討結果の整理

反対者に対して相続開始前に当該時点での遺留分相当額を提供することにより、相続開始後の遺留分減殺請求権行使を抑止するスキームについては、本委員会において、積極的意見と消極的意見が出たところであるが、個々の法定相続人（兄弟姉妹を除く。）に保障された最低限度の財産承継の権利としての遺留分の本質に照らし、多数決により少数の反対者の遺留分減殺請求権を行使できなくすることには、慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、将来的な自社株式の価値上昇への対応策としては、一定の場合に生前贈与財産の評価額を贈与時のものとするものの許容（後述(4) ii）等も含めて、幅広く検討すべきである。

(3) 相続開始後の遺留分減殺請求権行使への対応

①問題の所在

被相続人がその個人資産の大部分を占める事業用資産を後継者に生前贈与や遺贈をし、他の相続人の遺留分を侵害することとなった場合、相続開始後、遺留分を侵害された相続人から後継者に対して遺留分減殺請求がなされる恐れがある。

遺留分減殺請求がなされた場合、減殺対象の財産の現物返還が原則となるが、受贈者又は受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる（民法第1041条第1項）。また、判例上、現物返還義務を免れるためには、価額弁償の意思表示をするだけでは足りず、価額弁償を現実に履行するか又はその履行の提供をしなければならないと解されている（最判昭和54・7・10・民集33・5・562）。しかし、遺留分減殺請求を受けた後継者には一括で価額弁償をするだけの資金的余裕がない場合が多い。

また、先代経営者の相続開始直後の後継者には、相続税の申告の準備等に加えて、代表者交替に伴う信用低下を防止すべく金融機関・取引先等への説明に奔走するケースも生じ得る等、処理すべきことが多い。そのような極めて不安定かつ多忙な時期に他の相続人から遺留分減殺請求権を行使され、相続紛争に発展することは、後継者による事業の継続・発展にとって大きな阻害要因となることが懸念される。

②本委員会において想定した検討案

以上を踏まえ、本委員会においては、以下の2つの方策について具体的に検討を行った¹⁰。

¹⁰ これらの方策以外にも、本委員会においては、新規立法により、法定された要件に基づいて事業用資産を当然に遺留分減殺請求の対象から除外する方策についての議論もなされたが、中小企業経営者の個人資産の大部分を事業用資産が占めるケースが多い以上、当該資産を遺留分減殺請求の対象外とすると、実質的に遺留分が機能しなくなるケースもあるため、難しいとの意見が大勢を占めた。

i) 価額弁償の分割支払化

遺留分減殺請求権行使による減殺対象財産の現物返還義務を免れるための価額弁償につき、分割支払を可能とする方策

ii) 事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止

後継者の事業の継続等一定の要件のもと、当該後継者が取得した事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止する方策

③本委員会での主な議論

i) 価額弁償の分割支払化

(積極的検討を行う上での意見)

- ・ 価額弁償ができず、後継者と遺留分権利者が減殺対象財産を共有することになっても、後継者が当該財産の利用権さえ確保できれば事業継続に支障はないと思われるが、最高裁判例で確定している賃料支払の問題や、共有物分割訴訟提起の恐れもあるため、後継者にとっては安心できないことから、価額弁償の分割支払を可能とする方策は有効かつ必要である。
- ・ 現行法上の民事調停においては、当事者が合意に達することを前提としているし、調停に代わる決定（民事調停法第 17 条）がなされたとしても、当事者等が異議を申し立てると失効する（同法第 18 条）ため、実際には有効性が乏しい。そこで、別途、より拘束力の強い調停・非訟事件手続を創設するというようなアプローチであれば有効。

(消極的意見)

- ・ 遺留分減殺請求訴訟において価額弁償の抗弁が主張された場合に、判決において価額弁償の分割支払を命じるというのは、遺留分減殺請求権の法的性質との関係で法理論上難しい。
- ・ 現行法の下でも、遺留分減殺請求訴訟の中での分割支払をする旨の和解をしたり、あるいは、判決確定後、別途分割支払とすることを求める調停を申し立てたりする等の方策を採ることが可能である。

ii) 事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止

(消極的意見)

- ・ 権利をいつ行使するかは、権利者自身の自由であって、立法論としても、権利行使を一定期間停止することは、法理論上、説明がつかない。
- ・ 民法第 908 条は、遺言によって相続開始から 5 年間の範囲で遺産分割を禁止することができる旨規定しているが、そもそも遺留分は、遺言による財産処分に制限を加えるものであり、あまり参考にすべきでない。

④検討結果の整理

i) 価額弁償の分割支払化

価額弁償を分割支払とすることは、遺留分減殺請求権の法的性質から、立法論的にも非常に難しいと思われる。ただ、こうした法理論上の問題にかかわらず、実務上は、遺産分割協議の場面などにおいて当事者間の合意を形成することによって分割支払による価額弁償をしているケースも存在することを踏まえ、さらに容易に分割支払化できるような法的手当てが可能かどうか、引き続き検討していくべきである。

<さらに検討すべき論点>

- ・具体的方策の検討（分割支払を可能とするための新たな非訟手続の創設、公的融資制度の創設等）
- ・分割支払中の会社の資産価値の変動、業績等の悪化、最終解決の遅延等のリスクへの対応
- ・支払期間・方法等の決定に対する家庭裁判所、公証人等の公的機関の関与の要否・態様

ii) 事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止

権利をいつ行使するかは権利者の自由であるという大原則に鑑みると、立法論としても、権利行使を一定期間停止することは、法理論上説明が難しいため、慎重な検討が必要である¹¹。

(4) 生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応

①問題の所在

遺留分算定の基礎財産は、被相続人の相続開始時の財産に贈与財産を加算し、そこから相続債務を控除することにより算出される（民法第1029条第1項）が、加算される贈与財産の評価の基準時は、相続開始時であるとされている。その結果、後継者に生前贈与された株式等の価値が、後継者の貢献等により上昇した場合であっても、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されることになり、その際後継者の貢献は全く考慮されない。後継者の貢献を考慮する制度として寄与分があるが、遺留分減殺請求がなされるような場面（被相続人の資産の大部分が生前贈与、遺贈等によって分配される場合）においては実質的には機能せず（民法第904条の2第3項）、遺留分減殺請求訴訟においても抗弁として主張できないとされている。このことにより、後継者が努力して企業価値、すなわち株式価値を上昇させ

¹¹ なお、本委員会では、相続開始前に当事者間で遺留分減殺請求権の行使について特段の合意がない場合について検討したものであるが、相続開始前に一定期間遺留分減殺請求権を行使しないという合意を行った場合等については、遺留分減殺請求権の消滅時効（民法第1042条）との関係に留意しつつ、検討を行う余地があるのではないかとの意見があった。

ればさせるほど、後継者以外の者の遺留分を増加させることとなるという極めて不合理な事態を生じさせ、事業を承継する後継者に対してディスインセンティブとして機能する恐れがある。

また、遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与は、原則として相続開始前1年以内のものであるが、特別受益に該当する共同相続人への生前贈与については、期間制限なしに遺留分算定の基礎財産に算入され、かつ、特段の事情のない限り、遺留分減殺請求の対象となる（最判平成10・3・24・民集52・2・433）。

以上の結果、事業承継のために株式の贈与を早くすればするほど相続開始までに価値が変動する可能性が大きくなり、後継者が努力して株式価値を上昇させればさせるほど、後継者にとって不利な結果となる。

②本委員会において想定した検討案

そこで、本委員会においては、企業価値、すなわち株式価値の上昇に対する後継者の貢献を正當に評価し、価値上昇分を後継者自身が保持できるようにする必要があるとの視点に立ち、以下の3つの方策について具体的に検討を行った。

- i) 生前贈与後の後継者の貢献を考慮に入れた遺留分算定基礎財産の算出
生前贈与財産は相続開始時点の評価で持ち戻し、遺留分算定基礎財産となるという原則を維持しつつ、贈与時と比した自社株式等の価値上昇について後継者の貢献があったような場合には、遺留分算定基礎財産の算出の際に、当該贈与財産の評価に際して後継者の貢献を考慮すべき旨を明文化する方策
- ii) 一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとする
ことの許容
一定の要件を満たす場合に、遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとできることとする方策
- iii) 遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与の範囲を一定期間に制限
一定の要件を満たす事業用資産の生前贈与については、相続開始の一定期間以上前になされたものは遺留分算定の基礎財産への算入ないし遺留分減殺請求の対象から除外する方策

③本委員会での主な議論

- i) 生前贈与後の後継者の貢献を考慮に入れた遺留分算定基礎財産の算出（積極的検討を行う上での意見）
 - ・遺留分算定基礎財産の評価方法については、解釈論が完全に固まっていな分野でもあり、相続開始時で評価するという原則を維持しつつ、評価方法を工夫することによって、実質的に贈与時の評価を採用するような方法も検討の余地がある。

- ・現行法の解釈としても、後継者の貢献を考慮して生前贈与財産の評価をすることも可能と思われるが、一步進んで、それを明文化することにより、ある程度実務の指針となるのではないか。
- ・受贈者（後継者）等の貢献の評価が裁判所の裁量的判断に委ねられ、これを訴訟事件手続で審理するのが困難である、と言っても、実務上は訴訟手続の中でもかなり裁量的判断が行われる場合がある（損害賠償請求における過失割合、慰謝料の金額など）ことを考えると、訴訟事件、非訟事件の性質決定は多分に相対的であるから、訴訟手続であるから裁量的判断ができない、という結論づけは相当ではないのではないか。

（消極的意見）

- ・生前贈与財産の評価に際して、後継者の貢献をどの程度考慮すべきかについては、裁判所の裁量的判断が不可欠。しかも、後継者の貢献を考慮することは、現行法上の寄与分に類似するものであるところ、寄与分を定める審判は、本質的に非訟事件であるというのが判例である。そうすると、現行法上、訴訟事件と位置付けられている遺留分減殺請求事件の審理手続の中で、後継者の貢献を考慮に入れた評価をする、という非訟事件的な審理をすべき旨を定めるのは困難であり、減殺請求事件そのものを非訟事件として位置付ける等の措置ができない限り難しいのではないか。
- ・後継者の貢献をどのように考慮すればよいのかの基準が明確でないと、実質的に機能しない可能性がある。

ii) 一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとする
ことの許容

（積極的検討を行う上での意見）

- ・価値の変動が小さい財産であれば相続開始時で評価しても不合理な事態は生じにくい。が、自社株式のように価値が大きく変動するものについては、民法の原則に従って相続開始時で評価すると、事業承継の円滑化の観点から問題となるケースが存在するため、何らかの対策が不可欠である。
- ・フランス法の贈与分割等の制度では、相続開始前の合意等に基づき贈与時点で評価額を確定することが認められており、事業承継の円滑化を図る上では魅力的であり、わが国でも導入すべきである。
- ・立法論として考えれば、生前贈与された自社株式の評価額を贈与時に固定することについては、推定相続人全員による合意を要件とする必要はないのではないか。
- ・特に自社株式については、生前贈与後の価値上昇・下落は後継者の資質、努力等に負うところが大きいと考えられるので、贈与財産の評価額を贈与時のものとする方策には合理性がある。

（消極的意見）

- ・事業用資産とそれ以外の資産を区別し、前者についてのみ評価時点

を贈与時とすることは、不公平性が強いのではないか。

iii) 遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与の範囲を一定期間に制限
(積極的検討を行う上での意見)

- ・ 共同相続人への事業用資産の生前贈与が、特別受益として無制限に遡って持ち戻されて遺留分減殺請求権の対象となるという現行法の解釈は、早めに事業承継対策を行うことの制約要因となるという不合理な制度となってしまう。
- ・ 生前贈与のうち特別受益に該当するものと該当しないものとの間で極端な差が設けられており、バランスを図る観点からも、ドイツ法(参考5)で採り入れられている遺留分減殺請求の対象となる生前贈与の期間制限といった措置を講ずるべきである。

(消極的意見)

- ・ 事業用資産のみについて、一定期間前の特別受益に該当する贈与を持ち戻しや遺留分減殺請求の対象から除外し、その他の財産の生前贈与については贈与の時期に関わらずすべて持ち戻して遺留分減殺請求の対象とするということであれば、不公平性が強く、合理的な説明ができない。
- ・ 非事業用資産の贈与を受けた者との間にアンバランスが生じ、事業を承継する後継者を過度に擁護することとなる。

(参考5) ドイツにおける遺留分補充請求権

被相続人から第三者(相続人を含む)に対して贈与が行われた場合(事業承継に限定されない)には、当該財産を遺留分の対象に加える遺留分補充請求権が発生するが、当該請求権の対象となる贈与は相続開始時から10年以内のものに限られる(ただし、配偶者への生前贈与は除く)(BGB2325-3)。

④検討結果の整理

- i) 生前贈与後の後継者の貢献を考慮に入れた遺留分算定基礎財産の算出
生前贈与後に価値が上昇した財産を評価するに当たっては、価値上昇分に対する後継者の貢献を考慮すべきことには十分な合理性があり、かつ、これを明文化したとしても、現行民法の基本理念に反する恐れは少ないと考えられる。

しかしながら、後継者の貢献を考慮するには裁判所の裁量的判断が不可欠であり、そのためには遺留分減殺請求事件そのものを非訟事件と位置付けるか、遺留分減殺請求という訴訟事件の手続の中において後継者の貢献を評価するという非訟事件手続を位置付ける等の手当てが必要と思われるが、事業用資産の生前贈与に対する遺留分減殺請求事件についてのみ非訟事件とする等の方策を採ることは極めて困難である。

また、仮に上記問題を解決できたとしても、価値上昇分を後継者の貢献によるものとそれ以外の要因によるものとを区別する基準を明確にす

ることは非常に困難であり、当該方策の明文化のみでは実際上機能しない可能性が高い。

以上を踏まえ、後継者の貢献等による株式価値の上昇分を後継者が保持することができるようにするための方策については、ii)の方策等も含め、幅広く検討を行うべきである。

ii) 一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとする
ことの許容

事業用資産の中でも自社株式については、価値が変動するという特殊性があるとともに、経営権の集中という観点から特に重要性が高いため、特別の取扱いを検討する必要があると思われる。また、生前贈与後の後継者の貢献による株式価値の上昇分は、本来的に後継者が保持すべき部分であって、これを後継者に保持させることが現行民法の基本理念に反する恐れは少ないと考えられる。

こうしたことを踏まえると、遺留分算定の基礎財産を算出する際に、一定の要件を満たす場合には生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとすることを許容すること等により、株式の評価を生前贈与当時の価値に基づいて行う方策を工夫し、後継者の貢献等を正當に評価し、株式価値の上昇分を後継者が保持することができるような新規立法には、必要性・妥当性があると考えられ、一定の要件等についての具体的検討を実施すべきである。

<さらに検討すべき論点>

- ・生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとするための要件¹²
- ・公証人や家庭裁判所等の公的関与の要否・態様

iii) 遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与の範囲を一定期間に制限
後継者に対する事業用資産の生前贈与について、持戻しや遺留分減殺請求の対象となるものの範囲を一定期間に制限するという方策は、早期の事業承継対策の促進という政策的観点からは有益であると思われる。

しかしながら、事業用資産の生前贈与についてのみ持戻し等の期間を制限することは、他の資産とのバランスを欠き、相続人間における不公平性が強いと考えられるため、立法論として非常に困難であり、慎重な検討が必要である。

¹²本委員会において、生前贈与された自社株式の評価額を贈与時に固定できることとする要件については、立法論として考えるのであれば、推定相続人全員の合意がある場合のみならず、合意を前提としない場合についても検討が可能ではないかとの意見があった。

(5) 撤回の制限される死因贈与契約の検討

①問題の所在

現経営者と後継者との間で事業用資産について死因贈与契約を締結しても、判例上、死因贈与契約の撤回については原則として遺言の撤回に関する民法第 1022 条及び第 1023 条の規定が準用されると解されているため、現経営者（贈与者）はいつでも当該死因贈与契約を撤回することが可能である。こうしたことから、死因贈与契約を締結しても事業用資産の移転が完全に確定しないために後継者の地位が安定せず、後継者が事業に集中できないという弊害をもたらしている。

②本委員会において想定した検討案

本委員会においては、以下の方策について具体的に検討を行った¹³。

・死因贈与契約における撤回制限の要件等の明確化及びその他の課題の検討

遺贈とほぼ同様の効果をもたらす死因贈与契約について、判例は、原則として、遺言の撤回に関する民法第 1022 条及び第 1023 条の規定が準用され、いつでも撤回が可能であると解する一方、負担の履行期が贈与者の生前と定められた負担付死因贈与契約の受贈者が負担の全部又はこれに類する程度の履行をした場合などには、上記民法の規定の準用を否定し、撤回できないとしている。以上を踏まえ、撤回できない死因贈与契約となるための要件の整理及びその他の課題を検討すること等により、後継者に安定的に事業用資産を承継する方策を検討

③本委員会での主な議論

(積極的検討を行う上での意見)

- ・死因贈与契約は契約の一種なので、特定の遺言類型を創設するといった方策よりも撤回制限の考え方になじむのではないか。
- ・遺言と比べて方式面での利便性があるが、逆に遺言のように厳格な方式の履践が要求されないために偽造される可能性もあるため、注意が必要。
- ・撤回できない死因贈与契約の要件が明確化できれば、現経営者と後継者の間の契約だけでなく、非後継者が遺留分放棄を行う際の代償の交付にも用いることができるのではないか。

¹³当該方策以外にも、委員会においては、新規立法により、別の公正証書遺言の作成等の一定の方法以外による撤回が制限された公正証書遺言を創設する方策についても議論がなされたが、民法の遺言撤回自由の原則との整合性等の観点から、事業承継に関する特例法として特定の遺言類型を創設することは難しいとの意見が大勢を占めた。

④検討結果の整理

- ・撤回の制限される死因贈与契約については、後継者等に安定的に事業用資産を承継させる上で有効な方策であり、過去の裁判例を分析した上で、撤回できないとされるための要件（負担付死因贈与契約の負担の履行等）の明確化及びその他の課題を検討すべきである。

<さらに検討すべき論点>

- ・負担付死因贈与契約の「負担の履行」及びその他死因贈与契約の撤回を制限するための要件の明確化¹⁴
- ・偽造を防止するための方式面での検討
- ・現経営者による二重譲渡等を防ぐ方法の検討（不動産：仮登記、株式：株券の発行と引渡しなど）

¹⁴当該事項については、本委員会において、実際には事業承継者が親の世話・介護を行うことが多いことから、当該親の世話・介護が「負担」となりうることを明確化してはどうかといった意見があった。また、会社の借入債務の連帯保証を「負担」と捉えることも考えられるが、会社の経営が順調なときに連帯保証しても現実には何らの負担もないため、保証契約締結時における会社の経営状況を総合的に考慮するとともに、実際に保証債務の一定程度を履行することが必要となるのではないかとの意見があった。

おわりに

本中間報告は、中小企業が事業承継を行う上で障害となり得る相続法分野の問題点について、現行法上の制度を活用した事業承継の円滑化のみならず、立法論も視野に入れて、その解決・改善に向けた制度のあり方を検討し、その結果を取りまとめたものである。

中小企業の事業承継に関連した相続法分野の問題点は、遺留分の問題を始めとして多種多様であるが、本委員会では、状況に応じて問題点を整理し、検討を行った。特に、事業用資産の中でも重要性の高い自社株式について、価値が変動するという特殊性も踏まえ、株価上昇に貢献した後継者が不利にならないように配慮した検討を行ったところである。

このような検討の過程で、事業承継を円滑化する観点から様々な方策の提案・議論が行われたが、本委員会では、それらの方策の中でも特に必要性・妥当性が高いと考えられる検討案の整理を行った。

まず必要であると考えられるのが、現行法上の制度を活用した事業承継の円滑化である。

特に、相続開始前に財産分配について全相続人の合意が得られる場合には、後継者への事業用資産の承継（生前贈与、死因贈与、遺贈等）と非後継者の遺留分放棄等を適切に組み合わせることが有効である。本委員会では、これらの手法をパッケージとして用いるための整理を行ったところであるが、当該方策が実務においてより一層活用されるよう、中小企業経営者への普及啓発等、必要な方策を講じていくべきである。

また、後継者に安定的に事業用資産等を承継していく上では、撤回の制限される死因贈与契約を活用することが有効である。負担付死因贈与契約の「負担の履行」及びその他死因贈与契約を制限する要件の明確化に向けて、引き続き検討を行うことが必要である。

また、現行法の下で制約があると考えられる点については、新規立法を視野に入れた検討を行っていくことが必要である。

本委員会においては、状況に応じた多様な方策を検討してきたが、特に必要性・妥当性があると結論づけられたのが、

- ①事業承継に関する当事者間の合意に基づく「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設
- ②一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとする
ことの許容

という2つの方策である。

①「事業承継契約（仮称）スキーム」については、相続開始前に合意の内容を確定し、後の紛争を防止する観点から有効な方策であり、早期の事業承継対策を促進する上でも効果的である。手続面、効果面の検討内容の具体化を早期

に図っていくべきである。

また、②一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとすることを許容する方策については、特に価値が変動する自社株式が生前贈与された場合の遺留分算定基礎財産算出の際に、後継者の貢献等による株式価値の上昇分を後継者が保持することができる方策として、必要性・妥当性が高いと考えられ、一定の要件の具体化を早急に検討すべきである。

さらに、上記以外の新規立法に係る方策についても、引き続き検討を深めていくことが重要である。

本中間報告において取りまとめた結論及び今後の検討の方向性にに基づき、中小企業の事業承継円滑化に向けて、今後更なる検討の深化を図ることが必要不可欠である。

相続関連事業承継法制等検討委員会 委員名簿
(敬称略)

【委員長】

水野 紀子 東北大学大学院法学研究科 教授

【委員長代理】

岡部 喜代子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
棚村 政行 早稲田大学大学院法務研究科 教授／弁護士

【委員】

石黒 清子 野田・相原・石黒・佐野法律事務所 弁護士
上西 左大信 日本税理士会連合会調査研究部 副部長
河村 信男 青山外苑法律会計事務所 弁護士
木内 道祥 木内・谷池法律事務所 弁護士
笹島 修平 タクトコンサルティング代表社員 公認会計士／税理士
佐藤 悦緒 経済産業省中小企業庁事業環境部 財務課長
杉田 誠 朝日中央経済法律事務所 弁護士
高井 正昭 住友信託銀行プライベートバンキング部
主管財務コンサルタント
七松 優 日本公認会計士協会租税調査会資産課税等専門部会
副専門部会長
平田 統久 三菱UFJ信託銀行リテール営業推進部
コンサルティンググループ 主任推進役
山岸 洋 三宅坂総合法律事務所 弁護士
吉田 修平 吉田修平法律事務所 弁護士
若江 健雄 熊谷・若江法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

澤村 智子 法務省民事局付

【事務局弁護士】

吉岡 毅 吉岡毅法律事務所 弁護士